

「R5-9国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務 実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
1	別紙資料 ・入札実施要項(案)P3 1.1.2 開園期間及び時間 表2 開園期間及び時間 注記の一番目 ・別紙資料 別紙P26 共通仕様書(案)第12条 開園日時等 表 開園期間及び時間 注記の一番目 ・別紙資料 別紙P146 収益施設等設置管理運営規定書(案)第12条 運営日時等 表2 開園期間及び時間 注記の一番目	堀金・穂高地区の里山文化ゾーンの休園期間「11月1日～2月末日」を「12月1日～3月31日」に変更願いたい。		3月は行楽シーズンや春休み期間ということもあり、お客様が増える可能性があるため、原案の通りとします。
2	実施要項 ・入札実施要項(案)P10 1.2.4 (3) ・入札実施要項(案)P15 1.3.3 (3) ・入札実施要項(案)P18 1.3.5 (2) ・入札実施要項(案)P36 4.2.4 ・入札実施要項(案)P39 5.1.3 表9 標準評価項目及び得点配分	上記の各ページに、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出する」等とありますが、記載中の「収益の一部」を「利益の一部」としていただきたい。		ご意見を踏まえ、各該当箇所について「収益の一部」を「利益の一部」へ修正します。
3	実施要項 ・入札実施要項(案)P10 1.2.4 (3) ・入札実施要項(案)P39 5.1.3 加算点項目 表9	①実施要項(案)1.2.4収益施設等設置管理運営業務では、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」とされています。 ②実施要項(案)P39 5.1.3 加算点項目 表9 10)自主事業の提案項目では、「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」とされています。①の記載内容を反映し、実施要項(案)P39 5.1.3 加算点項目 表9 10)自主事業の提案項目は、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」と記載していただきたい。※意見2と関連		ご意見を踏まえ、5.1.3加算点項目、表9,9)自主事業の提案の評価項目を「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」に修正します。
4	実施要項 (該当箇所のページ) ・入札実施要項(案)P12 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質【令和6年度分～令和8年度】 【令和9年度(令和9年4月から令和9年12月まで)】 ●利用者満足度の確保 地区別の年間の公園の運営に関する「満足」の回答比率 堀金・穂高地区(64%以上) 大町・松川地区(64%以上) ●公園特性を生かした植物管理 堀金・穂高地区(61%以上)	利用者満足度の確保及び公園特性を生かした植物管理の目標値(64%、61%)の根拠についてお示しいただきたい。		過去4年(H30～R3)の満足度調査における「満足」の回答比率の平均値に下振れのリスクを考慮した値としています。
5	実施要項 ・入札実施要項(案)P13 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質 の注記※4	情報受発信の「マスコミによる報道件数」のカウントに「インターネット記事掲載を除く」となっておりますが、カウントに含むべきではないでしょうか。		インターネット記事は、引用や転載での掲載があり、集計が煩雑・複雑になることから、除くこととしております。

「R5-9国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務 実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
6	実施要項 ・入札実施要項(案)P17~19 1.3.5委託費の支払い方法	(3)法令等変更による増額費用及び損害の負担において、「①本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改定、②消費税その他の税制度の新設」以外には増額及び損額については事業者が負担と記されています。 複数年契約の本業務は、年毎に物価高騰の影響を受けることが予想されます。「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」によれば、適正な労務単価による積算が必要とされており、また、法律で定められた最低賃金の増額も近年著しい状況です。これらは、「①本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令」として、委託費に反映されるべきと考えます。契約年度の労務単価等で4年間分積算されているため、執行段階で毎年の物価上昇や労務単価上昇分等が計上されていません。「スライド条項」のように、年毎の変動が業務費に適正に反映できるよう、単年度毎に、労務単価、燃料単価などを見直した契約変更ができるようにしていただきたい。		物価変動への対応については、実施要項(案)P18の表6中「物価変動」の項に基づき対応することとしています。
7	別紙資料 ・入札実施要項(案)P20 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項 表6 事業者と関東地方整備局の責任分担内「物価変動」 ・別紙資料 別紙P23 共通仕様書(案)第6条 「関東地方整備局と事業者の責任分担一覧」内「物価変動」	上記のそれぞれの表の物価変動の項目において、「但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」とありますが、物価変動の具体的な指標(例えば「統計法に基づく賃金構造基本統計」、「公共工事設計労務単価」、「建設物価」など)についてお示しいただきたい。また、また変動の基準日はいつからなのかを明確にしてください。		物価変動の指標について、「公共工事設計労務単価」や「民間会社などが調査を行っている建設資材価格」等が指標となると想定しています。詳細については業務開始後、個別に協議を行うこととします。
8	実施要項 ・入札実施要項(案)P32 4.1 入札の実施手続き及びスケジュール(予定)	入札等に関する質疑応答(申請・企画書・積算)について、ご回答いただけるものは、回答期限の最終日前に順次ご回答いただきたい。		今後の入札手続きを進める上での参考とさせていただきます。
9	実施要項 ・入札実施要項(案)P41 5.2.2 総合評価の方法 表10 基本項目審査の評価基準	区分「業務に対する認識」において「企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。」とありますが、企画書に記載された実施方針とは、「提出様式1-6 実施方針」のことを指しているということでしょうか。		ご指摘のとおり、「様式1-6実施方針」を指します。
10	実施要項 ・入札実施要項(案)P44 5.2.2 総合評価の方法 (6) 加算点項目審査の評価方法 b) 賃上げの実施に関する評価の評価基準 ③ 賃上げが未達成だった場合等の減点	「天変地異等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。」とありますが、やむを得ない事情に「ウイルス等による感染症のまん延等の影響」を加えてお認めいただきたい。		減点措置を課さないこととする判断にあたっては、その時点での状況等において、個別具体的な内容を確認させていただいた上で、最終的な判断を行うこととなります。
11	別紙資料 ・別紙資料 別紙P31 共通仕様書(案) 第16条 業務報告書	業務報告書はできるだけ簡素化していただくことを求めます。		現在提出を求めている業務報告書は、運営維持管理の実施状況等を確認するために必要な書類であるため、対応はできません。
12	別紙資料 ・別紙資料 共通仕様書(案)別紙P34 第20条 委託費の支払い<積算体系>	植物管理業務、施設・設備維持管理業務、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務(園内巡視等)において、共通仮設費や現場管理費などの間接経費を計上いただきたい。または、業務費積算において、間接経費を含めた単価での積算をお願いしたい。		積算体系は記載のとおりです。業務を実施する上で必要な費用は計上しています。
13	別紙資料 ・別紙資料 個別仕様書(案)【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】 別紙P54 第7条 入園料の徴収の9	「事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済みであることを証する書類を添えて、15日及び末日からそれぞれ1週間以内に関東地方整備局長に書面により報告する」とありますが、月2回から月1回の報告に変更いただきたい。		ご意見のとおり、月2回から月1回の報告とします。
14	別紙資料 ・別紙資料 個別仕様書(案)【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】 別紙P60 第18条	近年、増加傾向にあるドローンによるロケーション撮影にかかる行為許可の申請など、軽微な行為許可の案件については、あらかじめ国と受託者間で申し合わせの上、手続きを簡素化できる旨、本条項に盛り込んでいただきたい。 また並行し、本申請にかかる事務手続きの効率化のためのDXを検討し、デジタル上での申請許可手続きのプラットフォームを構築いただきたい。		ご意見中の「軽微な行為許可」の対象範囲及び具体的な手続き簡素化方法が明らかでないため原案のとおりとしますが、今後の運営維持管理業務の参考とさせていただきます。

「R5-9国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務 実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
15	別紙資料 ・別紙資料 別紙P116 個別仕様書【植物管理業務】第5条 基本事項	H31-35国営アルプスあづみの公園運営維持管理業務 個別仕様書【植物管理業務】では第6条基本事項の2において、以下3項目が協議対象として入っていました。今回記載からはずれているのは、以下項目の実施においては、調査職員との協議が不要になったということかを確認したい。 1)補植を要する事態が生じたとき。 2)既存木の補植又は伐採を行う必要が生じたとき。 3)公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。		ご意見の文言1)~3)は、個別仕様書(植物管理業務)第3条 事前協議等に追記しております。よって、協議は必要です。
16	別紙資料 ・別紙資料 別紙P170 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第53条 運営日時	「飲食施設については、土日祝日は原則営業すること」と記載されていますが、売店施設の飲食提供やケータリングカー等の代替措置も飲食施設の営業と同等にさせていただきたい。		ご意見のとおり、「飲食施設については、土日祝日は原則営業すること(自主事業で実施する臨時の飲食施設等で代替可)」に修正します。
17	別紙資料 ・別紙資料 別紙P170 収益施設等設置管理運営規定書 第53条 運営日時	「臨時に休業する場合には、施設利用料が発生する」と記載されていますが、事前承諾をされた計画的な休業日については施設利用料が発生しないという理解でよいでしょうか。それとも年間の施設利用料は営業日に関わらず発生するのか確認したい。 もし、営業日に関わらず年間の施設使用料が発生するならば、営業日のみの施設利用料にさせていただきたい。		ご理解のとおり、都市公園法第5条の申請書に基づき、施設利用料を算定しますので、申請書に記載の営業日以外は施設利用料は発生しません。また、申請した営業日に休業した場合は、当該日については原則施設利用料を徴収します。
18	別紙資料 ・別紙資料 別紙P146 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第12条 運営日時等の2	「関東地方整備局が、天変地異、社会状況の著しい変化、公園管理上の理由、感染症拡大防止等の社会事情及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする」とありますが、施設等運営者と「協議」することとしていただきたい。また、公園管理上の理由について具体的に明示していただきたい。		関東地方整備局が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を必要とする事由と判断した場合にこれを指示するものであり、施設等運営者との協議事項にあたらぬため原案どおりとします。
19	別紙資料 ・別紙資料(案) 別紙P493-495 (様式3-4-1)~(様式3-4-3)	上記の各様式において、「※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」とありますが、「料金」の記載を削除していただきたい。		ご意見を踏まえ、各様式の注釈「※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」を「※仕様書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。」に修正します。
20	別添資料 ・別添資料 別添-35 別添P211 堀金・穂高地区 林地管理区域図	橙色のエリアの、凡例をお示ください。		橙色のエリアは誤植ですので、削除します。
21	別添資料 「堀金・穂高地区自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲」 「大町・松川地区自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲」	資料では各地区の駐車場が自主事業の不可範囲として明示されておりますが、駐車場を可能範囲施設とすることはできないでしょうか。		ご意見のとおり、駐車場も自主事業可能範囲とします。